

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【公開番号】特開2020-33370(P2020-33370A)

【公開日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2020-009

【出願番号】特願2019-198071(P2019-198071)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/20	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	17/14	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/08	(2006.01)
A 6 1 K	31/201	(2006.01)
A 6 1 K	36/48	(2006.01)
A 6 1 K	35/20	(2006.01)
A 6 1 K	31/202	(2006.01)
A 6 1 K	131/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/20	
A 6 1 P	17/02	Z N A
A 6 1 P	17/14	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	19/08	
A 6 1 K	31/201	
A 6 1 K	36/48	
A 6 1 K	35/20	
A 6 1 K	31/202	
A 6 1 K	131/00	

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月12日(2020.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) 創傷を治療することに用いるための皮下投与若しくは皮内投与用医薬製剤；若しくは  
 (i-2) 創傷を治療することに用いるための不飽和脂肪酸を含まない局所投与用医薬製剤、  
 (ii) 増毛を促進させることに用いるための皮下投与若しくは皮内投与用医薬製剤または  
 毛髪を改質することに用いるための皮下投与若しくは皮内投与用医薬製剤、または  
 (iii) 骨形成を促進させることに用いるための骨形成の必要な部位に投与される局所投与  
 用医薬製剤であるかまたは生体適合性膜上に塗布された形態の形成の必要な部位に投与さ  
 れる局所投与用医薬製剤であって、

治療上有効量の飽和脂肪酸またはその医薬上許容可能な塩と賦形剤とからなり、飽和脂  
 脂肪酸が、パルミチン酸、ステアリン酸、およびミリスチン酸からなる群から選択される脂  
 脂肪酸からなる、医薬製剤。

**【請求項 2】**

創傷を治療することに用いるための、請求項 1 に記載の医薬製剤。

**【請求項 3】**

増毛を促進させることまたは毛髪を改質することに用いるための、請求項 1 に記載の医薬製剤。

**【請求項 4】**

骨形成を促進させることに用いるための、請求項 1 に記載の医薬製剤。

**【請求項 5】**

飽和脂肪酸が生体適合性膜に塗布された形態である、請求項 4 に記載の医薬製剤。

**【請求項 6】**

前記飽和脂肪酸が、パルミチン酸からなる、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の医薬製剤。